平成２９年（フ）第４号
福岡県行橋市西宮市５丁目２番３―405号
債務者　古田　　正
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第５号
佐賀市北川副町大字光法1648番地１
債務者　津守光治郎
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７３号
埼玉県和光市白子３丁目20番11―301号　牧野方
債務者　河西　佳子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７１２号
埼玉県蓮田市西新宿３丁目26番地５、旧住所埼玉県蓮田市西新宿３丁目81番地１　ウエストコートＡ―101号
債務者　石黒　寿子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６８０号
埼玉県越谷市花田４丁目２番地11　ルネッサ越谷102号、旧住所埼玉県越谷市花田１丁目９番地32　石田方
債務者　千葉由美子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７２７号
埼玉県八潮市緑町２丁目１番地33　グリーンエアリー201
債務者　三金　利恵
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７４３号
埼玉県草加市氷川町2146番地５　ライオンズステーションプラザ草加207号
債務者　江坂かほる
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４０２号
静岡県伊豆の国市中894番地の１　イカイハイツ　101号
債務者　藤崎　智子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４６６号
大阪府泉南市樽井８丁目14番23―209号
債務者　後藤　伸成
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５６８号
大阪府和泉市内田町１丁目12番27号
債務者　石川　一彦
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５８５号
大阪府岸和田市宮前町４番13号
債務者　大谷　高広
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２号
大阪府岸和田市大町365番地サンピア久米田407号
債務者　水野　麻里
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番18―204号
債務者　庄司　純子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７号
大阪府和泉市光明台２丁目43番６号
債務者　中島　康治
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第８号
大阪府泉南市馬場１丁目５番30号
債務者　黒川　来夢
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
大阪府岸和田市磯上町１丁目16番３―201号、前住所大阪府岸和田市磯上町１丁目11番33―404号
債務者　河村　　忠
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
大阪府岸和田市荒木町２丁目４番９号
債務者　谷口　能崇
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係